

令和7年分

# 確定申告期無料相談実施要領

名古屋税理士会昭和支部 税務支援対策部

ご担当区分に応じて該当ページをご確認ください。

●…必ずご確認ください      ○…必要な場合にご確認ください

ページ	表題	区分		
		従事(チーフ以外)	従事(チーフ)	待機
1	「無料税務相談所」のご案内	●	●	●
3	令和7年分確定申告無料相談開催会場のご案内	●	●	●
4	代理送信による電子申告について	●	●	●
5	「無料税務相談所」に関する事前説明会のお知らせ	●	●	●
7	無料相談等担当日の変更について	○	○	○
8	謝金振込口座(変更)届出書	○	○	○
9	チーフご担当者の手引き		●	○
10	待機をお願いする先生へ			●
11	待機手当振込口座届出書			●

会 員 各 位

名古屋税理士会 昭和支部  
支部長 菅沼宏司  
税務支援担当 浅岡篤史

## 「無料税務相談所」のご案内

平素は支部会務について格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年度も確定申告期における無料税務相談会場を設け税務支援を行います。先生には別途郵送する「ご担当日程のお知らせ」に記載の日程・会場にて従事をお願いいたします。

先生方におかれましては健康に十分留意され、ご担当いただく会場・日程等、お間違えのないようお願い申し上げます。大変ご苦勞をおかけしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

万一、やむを得ない事情で担当日に不都合が生じた節には、先生方相互間でご調整いただき、後述(7ページ)の要領で、必ずご連絡下さい。

今回も謝金は、本会からの振込となります。「適格請求書発行事業者登録届出書」「謝金振込口座(新規・変更)届出書」(8ページ)に必要事項を記載して本会事務局に提出してください。

### 「適格請求書発行事業者登録届出書」「謝金振込口座(新規・変更)届出書」について

- ① 適格請求書発行事業者登録状況・振込口座についてすでに届出書をご提出いただいている方は、今回改めて手続きの必要はありません。
- ② 過去に口座届出のみ提出しており、適格請求書発行事業者の登録状況の届出が未提出の方や届出状況に異動のある方(提出したか不明の場合を含む)は、「適格請求書発行事業者登録届出書」について記入の上提出をお願いします。
- ③ 口座変更については、極力お控え頂きますようお願いいたします。

1. 集合時間：**9時20分** (全会場共通:開始前に説明があります。時間厳守でお願いします)

2. 相談時間：開 始 午前9時30分  
                  終 了 午後4時00分

3. 謝 金：20,500円(消費税・交通費込)

#### 4. 注意事項

◎「電子申告をされる先生のご持参物」

- ① 「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書」(税務支援ID)
- ② 日税連の税理士認証カード(第六世代電子証明書用の赤色のカード)又は第五世代電子証明書(紫色のカード)  
※ **必ず税務支援IDで電子署名の設定を行った方のカードをご持参ください。**
- ③ ②に登録されている「PINコード」(6ケタの数字)

◎「プライバシー」

来所者のプライバシーが守られるよう十分に配慮し、決して来所者に不快感を与えないよう注意してください。

◎「チーフ(会場責任者)制」

今回もチーフ(会場責任者)制を導入します。当日、来所者とのトラブル、ご不明の点やお気づきの点は各会場チーフまでご連絡下さいます様お願いします。チーフから支部事務局へその内容をご連絡いただきます。

◎「所得税・消費税確定申告期税務相談事績票の作成」

処理した納税者の相談や申告書については、必ず事績票に記入してください。相談時間終了後、事績票を完成させ、預かった申告書等と共にチーフ(会場責任者)の確認を受けてください。確認後、相談業務が終了となります。

**事績票の記入漏れ、確認漏れは、納税者の申告に関するトラブルにつながる恐れがございますので、ご注意ください。**

事績票の記入例は名古屋税理士会から案内される「令和7年分 所得税・消費税確定申告期の税務相談について」をご参照ください(当該資料は昭和支部 HP にも掲載いたします)。

◎「消費税の申告」

会場に備え付けの消費税チェックリスト(名古屋税理士会作成)をご利用ください。消費税関係資料等(経過措置、複数税率)の不備があるため消費税申告書作成ができない場合は、その理由を十分にご説明ください。

基準期間の課税売上については、必ず確認してください。基準期間の課税売上高が1000万円超の方については、「インボイスの2割特例」が適用されないのをお気をつけください。

納税者の方がわからない場合は、各会場にいる税務署員の方に確認お願いいたします。

◎「マイナンバー」

来所者に必ず会場に用意されている「特定個人情報等の取扱いに関する同意書(兼利用者識別番号の利用同意書)」を記入していただくようご指導ください。

◎「体調不良になった時」

体調不良等の理由でやむを得ず従事できなくなった場合には、速やかに支部事務局(052-872-4595)までご連絡ください。

◎「その他」

その他の留意事項については、名古屋税理士会から案内される「令和7年分 所得税・消費税確定申告期の税務相談について」をご一読ください(当該資料は昭和支部 HP にも掲載いたします)。

納税者の情報やその他、不明なことがございましたら、各会場にいる税務署員に確認をしてください。

## 令和7年分確定申告無料相談開催会場のご案内

会場	業務	期間	日数	延税理士数
日進市役所 4階会議室	無料相談	2/16~2/27	9	72
住所:日進市蟹甲町池下268				
長久手市清掃センター (ながくてエコハウス) 多目的室	無料相談	2/16~2/27	9	72
住所:長久手市岩作宮前99				
東郷町役場 2階大会議室	無料相談	2/16~2/27	9	45
住所:愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1				

※上記日程の内、土曜日・日曜日・祝祭日は開設いたしません。

※駐車場は以下の場所をご利用ください。

日進会場…日進市役所駐車場(正面付近はご遠慮ください)

長久手会場…長久手市役所駐車場(長久手市清掃センターの駐車場は利用しないでください)  
(市役所第2駐車場が便利です)

東郷会場…東郷町役場駐車場(庁舎南側の町民会館前の区画をご利用ください)

※長久手市清掃センターの入り口は以下の通りです。



## 代理送信による電子申告について

代理送信による電子申告とは、国税庁ホームページの申告書作成コーナーを使い、税理士の税務支援IDや電子証明書を用いて、本人署名無しでも電子申告が行えるものです。

国税庁ホームページから電子申告できるように先生方全員分のパソコンを用意してありますが、紙提出による相談を受けていただいても結構です。

なお、代理送信をご担当いただく先生は、支部ホームページ掲載の「初期登録等手順書」を参考にしていただき事前準備をお願いします(税務支援IDは後日発送されます)。パソコン操作による事前準備が必要となるため、操作に不安を感じる先生は、令和8年1月23日・26日に開催される、「無料税務相談所」に関する事前説明会に必ずご参加ください。

ご不明な点は支部事務局(052-872-4595)までお問い合わせ下さい。

## 代理送信による電子申告の手順

1. 納税者に電子申告の意思を確認する。電子申告の意思表示をされた場合には、「特定個人情報の取扱いに関する同意書(兼利用者識別番号の利用同意書)」の内容を説明し、来所者本人に記入いただき、代理送信する旨の同意を得る。
2. 電子申告の意思表示をされた場合には、納税者の利用者識別番号の有無を確認して、利用者識別番号のない納税者には利用開始届から行う。
3. 国税庁ホームページの申告書作成コーナーで入力する。  
**注意点**
  - ・「税務署への提出方法の選択」では「代理送信」を選択してください。
  - ・「還付金の振込通知」の電子通知希望は初期設定で「はい」が設定されています。書面で還付金の振込通知を受け取る場合は、電子通知希望を「いいえ」にする必要がありますのでご注意ください。
  - ・還付金振込口座を公金受取口座へ登録するかどうかの選択については、「登録しない」を選択してください。
4. 代理送信に使用する「利用者識別番号」には、予め交付を受けた税務支援IDを使用し、電子認証には日税連電子認証局発行の電子証明書を使用する。
5. 送信完了後、申告書控え、申告書等送信票(兼送付書)をプリントアウトし、納税者へ交付する。  
また、税務署への提出用に申告書等送信票(兼送付書)のみをもう一部プリントアウトのうえ、添付書類等とセットにし、相談時間終了後、事績票と共にチーフ(会場責任者)の確認を受けてください。

令和7年12月吉日

会 員 各 位

名古屋税理士会 昭和支部  
支部長 菅沼宏司  
税務支援担当 浅岡篤史

## 「無料税務相談所」に関する事前説明会のお知らせ

平素は支部会務について格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

確定申告期の「無料税務相談所」の開催に当たり、初めて相談員を担当していただく先生や不安をお持ちの先生を対象に下記内容の説明会を開催します。

「無料税務相談所」については、国税庁ホームページ確定申告書等作成コーナーを用いた代理送信による電子申告となっております。

つきましては、別途郵送する「ご担当日程のお知らせ」ハガキをご確認いただき、相談員を担当される先生で、上記に該当する先生にはご出席いただきますようお願い申し上げます。

また、昭和税務署の駐車場は利用できません。公共交通機関をご利用下さい。

### 記

日 時 【第1回】 令和8年1月23日（金） 10:00～12:00  
【第2回】 令和8年1月26日（月） 14:00～16:00

場 所 昭和税務署 西館 第1会議室

講 師 昭和税務署担当官

	時 間	内 容	備 考
第1回	10:00～11:30	無料税務相談所の留意点	定員 15名
	11:30～12:00	電子証明書の初期登録手順の説明	
第2回	14:00～15:30	無料税務相談所の留意点	定員 15名
	15:30～16:00	電子証明書の初期登録手順の説明	

※持参頂くもの：

- ①「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書」（税務支援ID。後日郵送いたします）
- ②日税連の税理士認証カード（第六世代電子証明書用の赤色のカード）又は第五世代電子証明書（紫色のカード）
- ③②に登録されている「PINコード」（6ケタの数字）

準備の都合上、出席票を令和8年1月16日（金）までに事務局へFAXにてお申し込みください。

## 出席票

無料税務相談所等に関する事前説明会

令和8年1月23日(金)第1回 10:00~12:00

令和8年1月26日(月)第2回 14:00~16:00

(希望される回に☑をつけてください)

氏名

---

## 無料相談等担当日の変更について

やむを得ぬご事情により担当日を変更されたい場合は、先生方相互間でご調整の上、下記の届出書に必要事項をご記載いただき、支部事務局までファックス、郵送又はメールで報告して下さい。

担当日直前の電話連絡による混乱や謝金振込等に間違いが無いようにするためです。ご協力をお願いします。

なお、担当日変更のご連絡は、担当日の1週間前までに送付をお願いいたします（郵送の場合は1週間前までに事務局必着）。

### 無料相談等担当日変更届出書

令和 年 月 日

変更前			変更後			
月	日	担当会場	月	日	担当会場	担当者
						登録番号 _____
						登録番号 _____
						登録番号 _____

上記の通り、担当日を変更したので届出します。

届出者 登録番号 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

FAX (052) 872-6301

メール nazeshwa@xb3.so-net.ne.jp

郵送先 〒466-0046 名古屋市昭和区広見町1-13 ダイエイビル2F  
名古屋税理士会昭和支部



# チーフご担当者の手引き

「ご担当日程のお知らせ」にチーフの印「◎」がついている先生は、当日チーフをご担当ください。

以下にチーフの業務についての概略を説明いたします。

## 1. 担当日の相談員の点呼・注意

開始10分前に全相談員が集合しているかを確認してください。この時点で会場に到着していない相談員がいる場合には、支部事務局(052-872-4595)までご連絡ください。

次の点を特に注意事項として相談員にお伝えください。

- プライバシーの保護に関して配慮が必要であるという観点から、個人情報大声で言わない、あるいは申告書の管理等、最大限の注意を払っていただくこと。
- 所得税・消費税確定申告期税務相談事績票(以下、「事績票」)については、事績票裏面の記載要項を読んでいただき、統一した書き方によって作成すること。

## 2. 事績票等の取りまとめ

当日の相談対応が終了したタイミングで各従事税理士から事績票を回収し、記載内容の確認を行ってください。

事績票の確認が終わりましたら、「所得税・消費税確定申告期税務相談事績票【日計表】」(以下、「日計表」)及び「令和7年分無料税務相談所等 実施状況報告書(確定申告相談用)」(以下、「報告書」)を作成してください。特に、報告書については、税務署で業務の履行確認を行うため、以下の注意事項に留意し、適切に記載してください。

- 「従事税理士名」は従事税理士本人が自署するようにしてください。なお、開業税理士以外の税理士については、氏名の下に括弧書きで所属事務所名を記載してもらうようにしてください。
- 開始時間及び終了時間は、やむを得ない事情による遅刻・早退を除き、仕様書で定められた時間(9:30~16:00)を記入することとし、実際に会場に入退室した時間を書かないように留意する。なお、当日欠員のため待機していた税理士が来た場合には、実際の時間ではなく、9:30~16:00と記載してください。

## 3. 電子申告について

無料税務相談所は代理送信による電子申告です。パソコンは、担当税理士用を設置してあります。国税庁ホームページから電子申告できる先生には、なるべく電子申告をお願いしてください。

## 4. 支部事務局への連絡

当日、相談員が来所者とトラブル等があった場合には、報告を受け支部事務局(052-872-4595)へ連絡をしてください。

## 5. その他

当日、相談員が来所者とトラブル等があった場合には、チーフの方が一人で対応するのではなく、各会場にいる税務署員の方に相談してください。また、困ったときは一人で考えるのではなく、4. のとおり支部事務局へ連絡お願いいたします。

## 待機をお願いする先生へ

ご担当日のお知らせの待機割付表にお名前のある先生には、相談日当日に欠員が生じた場合に備えて待機をお願いいたします。万一欠員が生じた場合は、事務局または支部税対部担当より連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

### ご留意事項

1. 従事予定者に欠員が発生した場合、待機日の午前 10 時までに事務局から連絡があります。
2. 従事会場はその時にお知らせします(会場を選択することはできません)。
3. 連絡を受けたら速やかに会場へ向かってください。
4. 午前 10 時までに事務局から連絡がなければ、その後は拘束されません。
5. 欠員が発生しなかったこと等により待機日に従事しなかった場合、待機手当が支払われません。
6. 待機日に従事した場合、待機手当は支払われず通常の謝金が支払われます。
7. 交代の要請を行った場合において、交代に応じていただけなかったときは、待機手当は支払われません。
8. 報告書に従事時間を記載する際は、実際の時間ではなく **9:30~16:00** と記載してください。

**待機手当： 3,000 円(消費税込)**

なお待機手当は昭和支部からお支払いしますので、待機手当振込口座届出書(次ページ)を昭和支部事務局へご提出ください。昨年度ご提出いただいた方も再度ご提出をお願いいたします。

事務処理の都合がございますので、提出期限は令和 8 年 1 月 30 日(金)までとさせていただきます。

# 待機手当振込口座届出書

令和 年 月 日

名古屋税理士会昭和支部 行

登録番号

氏 名

事務所住所

事務所名称

下記の通り待機手当の受取口座を届出致します

## 【振込先口座】

金融機関名	銀行 信用金庫（組合） 農 協	本・支店 出張所・支所
預金種目	1. 普通                      2. 当 座                      (○で囲んでください)	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

(注) 1. フリガナは必ずご記入ください。

2. 税務支援事業に従事する税理士会員が、社員税理士又は所属税理士の場合、所属する事務所名義の口座をご記入ください。

3. ご記入いただきました個人情報は、待機手当をお支払いする目的のみに利用させていただき、その利用目的以外での利用は致しません。

4. 当届出書は直接支部事務局にお持ちいただくか、郵送・FAX・メールにてお送りください。

〒466-0046 名古屋市昭和区広見町1-13 ダイエイビル2F

FAX 052-872-6301

メール nazeshwa@xb3.sonet.ne.jp

5. お問い合わせ

TEL 052-872-4595